

# 浄化槽法施行細則

昭和60年10月1日  
規則第75号

改正 昭和62年3月26日規則第13号  
平成9年3月31日規則第22号  
平成13年1月5日規則第1号

平成6年10月17日規則第105号  
平成12年3月28日規則第54号  
令和2年3月24日規則第16号

浄化槽法施行細則をここに公布する。

浄化槽法施行細則

(趣旨)

第1条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)の施行については、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)、浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令(昭和60年厚生省・建設省令第1号)及び浄化槽工事業に係る登録等に関する省令(昭和60年建設省令第6号。以下「国土交通省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

一部改正〔平成12年規則54号・13年1号・令和2年16号〕

(浄化槽工事業登録申請書類等の提出部数)

第2条 国土交通省令第4条に規定する申請書及び添付書類の部数は、正本1通及び副本1通とする。

2 国土交通省令第11条第1項に規定する届出書及び同条第2項に規定する添付書類の提出部数は、正本1通及び副本1通とする。

一部改正〔昭和62年規則13号・平成13年1号〕

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 保健所長事務委任規則(昭和57年北海道規則第10号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(昭和62年3月26日規則第13号)

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 商店街振興組合法施行細則(昭和37年北海道規則第139号)は、廃止する。
- 3 この規則の施行の際現にされている申請その他の行為でこの規則の施行の日においてこれらの行為に係る事務を行うべき者が異なることとなるものの処理については、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 北海道手数料徴収規則(昭和34年北海道規則第65号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成6年10月17日規則第105号抄)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第22号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月28日規則第54号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年1月5日規則第1号抄)

- 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(令和2年3月24日規則第16号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。